

かいび号

令和4年
夏号
No.144

暮らしに
役立つ!!



食品ロスをなくそう! やまなし食ロス3ゼロ運動に取り組みましょう! 食べきろう 使いきろう 届けよう

消費者、事業者、行政がそれぞれの立場で主体的に取り組むことによって食品ロスの削減は促進されます。出来ることから取り組みをはじめてみましょう。

かんしゅくま



やまなし食品ロス削減推進マスコット

食品ロスを減らす取り組み ~冷蔵庫収納編~

- 1 食品を種類ごとに分けよう(品目や使う頻度など)
- 2 食品の定位置を決めよう
- 3 かごや容器を活用し、まとめて収納しよう
- 4 フリースペースを確保しよう
- 5 すぐ食べるものは取りやすい位置に置こう
- 6 賞味期限・消費期限が見えるように置こう

食品ロス削減レシピの紹介

余ったごはんを活用! ~ライスサラダ~

材料(2人分)

- ご飯..... 160g
- きゅうり..... 1本
- ミニトマト..... 3個
- コーン..... 1缶
- ツナ..... 1缶
- 酢..... 小さじ2
- 塩こしょう..... 少々
- オリーブオイル・レタス・レモン(お好みで)



作り方

- 1 きゅうりは小さな角切りにし、ミニトマトは半分に切る。
- 2 ご飯を洗い、コーンと合わせて一緒に水切りを行う。
- 3 ボウルに②とツナ缶を油ごと加えて、酢と塩こしょうで味付けし混ぜ合わせる。
- 4 ③に①を加えて混ぜ合わせ、お皿に盛り付ける。
- 5 お好みでオリーブオイルを回しかけ、一緒にレタスやレモンを飾る。

食品ロス削減料理教室を開催します!

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/shokuhinloss/r4ryourikyoushitsu.html>



編集発行: 山梨県県民生活部県民生活安全課 甲府市丸の内1-6-1 055(223)1352,1588
 県庁本館2階
 山梨県県民生活センター 甲府市飯田1-1-20 055(223)1571
 (JA会館5階)



9月は「食の安全・安心推進月間」です

9月は「食の安全・安心推進月間」です。県では、皆さんが安心して毎日の食生活を送ることが出来るように、「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」や相談窓口である「食品安全110番」などを通じて、食に関する知識や情報を提供しています。

やまなし食の安全・安心ポータルサイト

食品表示に関する制度や山梨県の取組など、食の安全・安心に関する情報を掲載しています。

やまなし食の安全・安心ポータルサイト

検索



食品安全110番

食品の表示や安全性などに関する県民の皆様からの相談や情報を随時受け付けております。

電話番号 055-223-1638

受付時間 平日(祝日、年末年始を除く)8:30~17:00

山梨県立図書館で食の安全・安心に関する展示を行います

食の安全・安心に関連する書籍を集めた展示を行います。この機会に、生命の源である食とその安全性について、改めて考えてみませんか?

展示期間:9月1日(木)~9月15日(木)

場所:山梨県立図書館2階貸し出しカウンター前展示スペース(甲府市北口2-8-1)

生しいたけの原産地表示が変わります

しいたけの原産地について、消費者に誤認を与えることがないよう、植菌地を原産地として表示することが義務となりました。生しいたけは令和4年10月から、しいたけ加工食品は令和5年4月から新たな表示ルールに変わります。

海外から輸入した菌床の場合



他県で植菌した菌床・ほだ木の場合



※都道府県名のほか、市町村名、その他一般に知られている地名(郡名、島名、旧国名等)でも可

しいたけ加工食品(原材料のうち、使用重量が最も多い原材料がしいたけである加工食品)の原料原産地名は植菌地を表示してください。

※林野庁ホームページより引用
(詳細につきましては「林野庁ホームページ」をご覧ください。)

Caution Caution **突然訪問してきた業者に注意!** Caution Caution

住宅の屋根や床下を点検した後、「このままだと危険だ」「お隣も工事するのでいかに」「保険が使えますよ」などと、不安をあおったり、うまい話をもち出してリフォーム工事の契約を迫る点検商法の相談が後を絶ちません。こうした悪質業者は、平日の昼間、高齢者が一人で家にいることが多いときを狙っています。

万が一、こうした訪問販売の被害にあった場合は、クーリングオフ制度がありますが、定められた期間内に定められた方法で行うことが必要です。クーリングオフをしても返金されない事例も多くあります。また、工事内容がずさんなことが多く、やり直しが余儀なくされた事例もあります。



県からのお知らせ

契約の解除を申し出てクーリング・オフをしたにもかかわらず返金していない、として山梨県消費生活条例に基づき、県民の皆様には被害の拡大を防止するため、事業者の情報を提供し、注意喚起しています。

事業者の概要

- 業者名 細沢工業(ほそざわこうぎょう)
 - 代表者氏名 細沢 哲治(ほそざわ・てつじ)
 - 所在地 長野県松本市里山辺867-2 花岡アパート
 - 取引形態 訪問販売(屋根修理)
- *氏名、住所はいづれも自称

◎この件に関する問い合わせ 山梨県県民生活安全課 電話:055-223-1352

◎詳しくはこちら <https://www.pref.yamanashi.jp/kenminskt-c/shohi/main.html>

! **気を付けよう! 要注意事例** !

大金をうけとれる? 知らない人からのショートメッセージなどは無視!

「大金が受け取ることができる」、「大金を譲る相手に選ばれた」、などと知らない人からショートメッセージなどが届いた。受け取る手続きのため、と言われて何度もお金を要求され、何十万円も払ったが、これ以上払えないという連絡がとれなくなった。



アドバイス 知らない人から届いたメールの内容を信じてお金を振り込んでも大金はもらえません。こうしたメールは無視する、迷惑メールの設定などで予防しましょう。

閉店セール、在庫処分による格安販売は偽サイトかも?

インターネットで「閉店により高級腕時計が格安に販売」という広告を見つけ、百貨店の名称やロゴが記載されていたので、信用して代金引換で購入したが、届いた物は偽物だった。



アドバイス 百貨店が高級ブランド品を大幅に割引販売することは通常なく、偽サイトの可能性があります。サイト内の販売者の名称、住所、電話番号などをよく確認しましょう。

大手通販サイトやクレジットカード会社をかたるメールに注意!!

「誰かがあなたのアカウントで購入しようとしていました。確認したいことがあるので、こちらのURLからご確認ください。」などとメールがあった。URLをクリックし、ID、パスワード、カード番号などを入力したらカードを利用された。



アドバイス あわててメールに記載してあるURLを開くのはやめましょう。実在する組織をかたって、IDやパスワード、カード番号、暗証番号などの情報を搾取るフィッシング詐欺の可能性がありません。日頃からブックマークしておき、公式のサイトやアプリから確認するようにしましょう。

ご利用ください! **無料** 「出前講座」

出前講座では、ご希望の場所に講師が出向き、自治会、学校行事、保護者会、児童館、職場研修など、それぞれのニーズに合わせて「消費生活に関する」お話をしますので、お気軽にご相談ください。

出前講座の内容例

- ★契約の基礎知識と契約トラブル
- ★クーリング・オフ制度(適用条件と手続き)
- ★悪質商法・消費者トラブルの事例と対処法
- ★成年年齢引き下げに伴う若者の消費者トラブル
- ★スマートフォンなどのインターネットトラブル
- ★エシカル消費・SDGs・地産地消・食品ロス
- ★お金の使い方
- ★キャッシュレス決済
(プリペイドカード、デビットカード、クレジットカードなど) など



<p>学校などで</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑防犯教室 (ネットトラブルなど) ☑社会科や家庭科の授業での消費者教育 (お金の学習・SDGsなど) ☑PTA総会・保護者会の学習会 (ネットトラブルなど) 	<p>企業などで</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑新入社員研修 (消費者トラブルなど) ☑学習会 (SDGs、エシカル消費など) ☑顧客向けセミナー 	<p>放課後子ども教室・児童館などで</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑教室行事 (お金の学習・エシカル消費、SDGsなど) ☑親子で学ぶ学習会
---	--	--


出前講座の特徴

- ◎消費生活相談員が、最近の消費者トラブルの事例をもとに、対処法について分かりやすく説明することで、消費者トラブルの防止の意識が高まります。
- ◎元気な高齢者の方々には、地域の高齢者の見守りをお願いしています。いち早くご近所の変化に気づいて、声を掛け合い、専門機関につなぐことで、町ぐるみ・地域ぐるみで消費者トラブルを防止することができます。
- ◎消費者として、安心・安全なくらしのために、行動することの大切さを知ることができます。

オンラインによる出前講座も開催することができます。

詳しくは、お問い合わせください。(お問い合わせ先:055-223-1571)





消費生活相談員が、最近の消費者トラブルの事例をもとに、対処法について分かりやすく説明することで、消費者トラブルの防止の意識が高まります。

◎元気な高齢者の方々には、地域の高齢者の見守りをお願いしています。いち早くご近所の変化に気づいて、声を掛け合い、専門機関につなぐことで、町ぐるみ・地域ぐるみで消費者トラブルを防止することができます。

◎消費者として、安心・安全なくらしのために、行動することの大切さを知ることができます。

県民生活センター ☎055-235-8455
〔地方相談室〕 ☎0554-45-5038
消費者ホットライン ☎188(いやや)